

## 森林環境譲与税

H31. 4. 1施行

### ◎創設の趣旨

- ・森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民が広く恩恵を受けるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることに繋がる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっている。
- ・このような現状の下、平成30年5月に成立した「森林経営管理法<sup>\*</sup>」を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

- 市町村の森林環境譲与税の使途
  - ・森林整備に関する施策
  - ・森林整備を担う人材の育成・確保、森林の公益的機能の普及啓発、木材利用の促進その他の森林整備促進に関する施策

※森林経営管理法：  
新たな森林管理システム（森林経営管理制度）を規定した法律

## 新たな森林管理システム

H31. 4. 1施行

### ◎制度の概要

- ・森林所有者自らが経営管理を実施できない（実施できていない）森林があることから、市町村は森林の所有者に対し、森林の経営管理に関する意向の確認（意向調査）を行う。
- ・森林所有者から市町村に経営管理を委託したいと要望があった場合は、経営管理を行うための権利を市町村に設定する。
- ・市町村は、経営管理を行うための権利を取得した森林について、地域の林業経営者に再委託するか、又は市町村自らが経営管理を実施することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を一体的に促進する。

### ◎進め方

#### 1. 意向調査の準備

- ・森林（民有林のうち人工林）の状況等の把握
- ・施業履歴等の情報を整理
- ・対象森林を抽出し、優先順位を決定

#### 2. 意向調査の実施

#### 3. 境界の明確化

#### 4. 市町村に経営管理を委託

林業経営に適した森林

林業経営に適さない森林

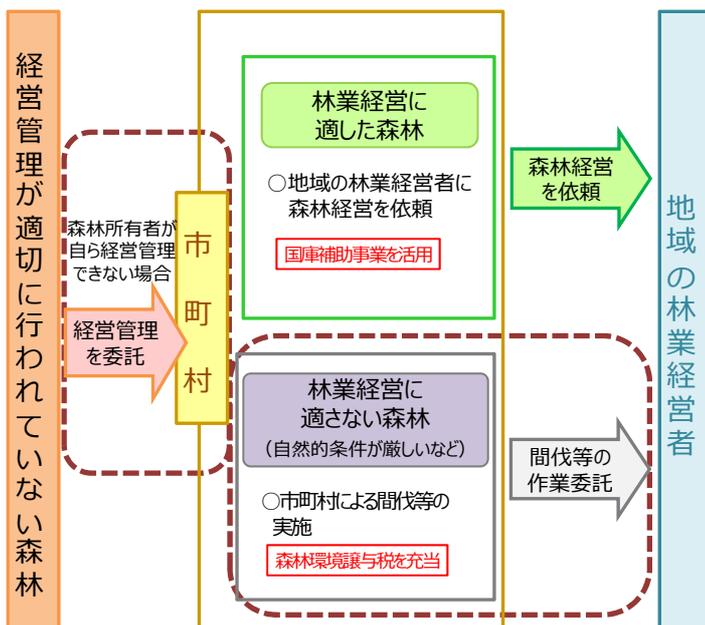
地域の林業経営者

市町村が管理

#### 5. 森林整備の実施

森林環境譲与税を活用して  
市町村が実施する事業

### ◎新たな森林管理システムのフロー



## 令和元年度における森林環境譲与税の使途(実績)

	森林経営管理法関連事業				その他の事業			基金積立 (C)	譲与税 見込額 (試算) (千円) (D)	事業化率 (A+B+C)/D	備考
	意向調査 の準備	意向調査	専門員の 雇用	小計 (A)	森林整備	路網整備	小計 (B)				
山形市	13%	3%		16%			0%	84%	15,782	16.3	
上山市	28%	1%	44%	73%			0%	27%	5,158	72.6	
天童市	55%			55%			0%	45%	3,692	55.3	
山辺町	32%			32%			0%	68%	2,262	31.6	
中山町	82%			82%			0%	18%	712	81.6	
寒河江市	21%			21%			0%	79%	4,990	20.9	
河北町	83%			83%			0%	17%	1,188	83.3	
西川町	14%	3%		17%			0%	83%	8,396	17.2	
朝日町	20%			20%			0%	80%	2,432	20.4	
大江町	93%			93%			0%	7%	6,017	93.3	
村山市	44%			44%			0%	56%	3,500	43.5	
東根市	18%		6%	24%			0%	76%	3,952	24.2	
尾花沢市	28%			28%			0%	72%	6,369	27.5	
大石田町	37%			37%		48%	48%	14%	1,653	85.5	
新庄市	11%			11%		12%	12%	78%	6,672	22.2	
金山町		13%		13%			0%	87%	8,053	13.1	
最上町	2%	2%		5%		95%	95%	0%	6,476	100.0	
舟形町				0%			0%	100%	1,730	0.0	
真室川町	19%			19%			0%	81%	15,315	19.2	
大蔵村	78%			78%		22%	22%	0%	2,596	100.0	
鮭川村				0%			0%	100%	2,388	0.0	
戸沢村				0%			0%	100%	4,108	0.0	
米沢市	59%			59%			0%	41%	14,768	58.8	
長井市				0%			0%	100%	2,388	0.0	
南陽市	5%			5%			0%	95%	5,051	5.1	
高畠町	30%			30%	4%		4%	66%	3,341	34.2	
川西町	96%			96%			0%	4%	1,320	95.8	
小国町	47%			47%	22%	5%	28%	26%	9,018	74.3	
白鷹町	100%			100%			0%	0%	4,791	100.0	
飯豊町	23%			23%			0%	77%	3,894	22.6	
鶴岡市		5%		5%	2%	3%	5%	90%	30,255	9.8	
酒田市	3%			3%			0%	97%	19,994	3.5	
庄内町				0%			0%	100%	3,808	0.0	
三川町				0%			0%	100%	290	0.0	
遊佐町				0%			0%	100%	4,698	0.0	
合 計	22%	2%	1%	25%	1%	5%	6%	69%	217,057	30.8	
市町村数	26	6	2		3	6					

※ 各市町村・合計欄の％は、譲与税見込額に(試算)に対する割合。

令和2年度における森林環境譲与税の使途(見通し)

資料2-3

	森林経営管理法関連事業							その他				基金積立	譲与税見込額(試算) (千円)(A)
	意向調査の準備	意向調査	集積計画	配分計画	森林整備	専門員の雇用	小計	木材利用・普及	森林整備	路網整備	小計		
山形市		○	○				○	○			○	○	33,538
上山市	○	○	○			○	○					○	10,963
天童市	○	○					○					○	7,848
山辺町	○						○					○	4,810
中山町		○					○					○	1,516
寒河江市	○						○						10,605
河北町	○						○					○	2,525
西川町	○	○	○				○	○			○	○	17,843
朝日町	○	○					○						5,170
大江町	○	○	○				○					○	12,786
村山市	○	○					○	○	○	○	○		7,440
東根市	○					○	○					○	8,400
尾花沢市	○	○					○			○	○	○	13,536
大石田町	○	○					○			○	○	○	3,515
新庄市	○	○					○					○	14,180
金山町		○	○		○		○			○	○	○	17,114
最上町		○	○	○	○		○	○		○	○		13,764
舟形町	○						○					○	3,678
真室川町	○						○					○	32,544
大蔵村	○						○			○	○	○	5,519
鮭川村	○						○					○	5,078
戸沢村	○						○					○	8,731
米沢市	○	○					○		○		○	○	31,382
長井市	○						○			○	○	○	10,734
南陽市	○						○						7,101
高島町	○						○	○	○	○	○	○	2,806
川西町		○					○						5,078
小国町	○						○	○		○	○	○	19,163
白鷹町	○						○		○	○	○		10,183
飯豊町	○	○					○					○	8,276
鶴岡市		○	○				○	○	○	○	○	○	64,290
酒田市	○	○					○					○	42,491
庄内町	○						○					○	8,094
三川町												○	620
遊佐町		○	○				○						9,985
合計	18%		9%		1%	1%	29%	2%	2%	8%	11%	60%	461,306

市町村数 27 19 8 1 2 2 5 5 11 28

※ 合計欄の%は、譲与税見込額に(試算)に対する割合。

# やまがた緑環境税【県税】と森林環境譲与税【国税】の違い

資料 2 (参考)

項目	やまがた緑環境税【県】	森林環境譲与税【国】														
目的	やまがた緑環境税条例（平成19年4月1日施行） 第1条（目的） 森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の 公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策の実施	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年4月1日 施行） 第1条（趣旨） 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及 び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財 源に充てる														
事業主体	●県	○市町村、●県														
金額規模	●県：約7億3千万円	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">年度</td> <td>○市町村分</td> <td>●山形県分</td> </tr> <tr> <td>R1 約2億円/年</td> <td>約5千万円/年</td> </tr> <tr> <td>R2～R3 約4億円/年</td> <td>約8千万円/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4～R5 約5億円/年</td> <td>約8千万円/年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R6～</td> <td>約7億3千万円/年</td> <td>約8千万円/年</td> </tr> </table>	年度	○市町村分	●山形県分	R1 約2億円/年	約5千万円/年	R2～R3 約4億円/年	約8千万円/年		R4～R5 約5億円/年	約8千万円/年		R6～	約7億3千万円/年	約8千万円/年
年度	○市町村分	●山形県分														
	R1 約2億円/年	約5千万円/年														
R2～R3 約4億円/年	約8千万円/年															
R4～R5 約5億円/年	約8千万円/年															
R6～	約7億3千万円/年	約8千万円/年														
徴収方法及び税額	県民税均等割（住民税の納税者に課税） 個人：1,000円/年 法人：資本金に応じ2千円から8万円	県民税均等割（住民税の納税者に課税） 個人：1,000円/年（徴収R6～、譲与R1～）														
主 使 途	●県 ハード事業（約5億6千万円） ・ 荒廃森林の整備 ・ 森林資源循環利用の促進 ソフト事業（約1億7千万円） ・ 市町村や地域住民等が行う森づくり活動等への支援 ・ 森林・自然環境学習の推進、各種体験イベントの開催等	○市町村 ・ 森林の整備に関する施策等 〔 当面、人材の育成・確保とともに、新たな森林管理システ ムの準備（意向調査の準備（森林状況の把握、対象森林の 抽出、優先順位の決定））、意向調査、境界明確化 〕 ●県 ・ 市町村が実施する施策の支援														

<令和元年度第2回やまがた緑環境税評価・検証委員会資料より>

- ※1 当初、政府が示す森林環境譲与税の用途に関するガイドラインを基に、両税の用途を整理する予定であったが、ガイドラインが提示されなかつたため、市町村の譲与税を活用した個別具体的な施策の検討はこれからとなる。県では、国の指導に基づき、市町村に対し、当面の間、譲与税は新たな森林管理システムとの運用とシステムに基づき森林管理に優先して充当し、既存事業に振り替えないよう指導しており、両税の用途が重複しないよう整理している。
- ※2 荒廃の恐れのある森林は未だに約12万ha（内人工林：約3万ha）存在していることから、やまがた緑環境税と森林環境譲与税を効果的に活用して、森林整備を進める必要がある。
- ※3 今後、市町村における新たな森林管理システム（森林環境譲与税の用途）を見ながら、「やまがた緑環境税評価・検証委員会」において両税の用途を再整理していく。